

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果（案）

No. ⑧（優先度C1）	
検討課題	文書質問
議会基本条例の条文	なし
具体的な運用方法等	文書質問については、現時点において様々な意見や考え方があることを共通認識とし、将来的な課題とする。 ＜主な意見＞ ・ 各委員会でも発言時間があり、本会議でも質問することが可能である。十分に発言する機会があるため、文書質問は不要と考える。 ・ 議会全体で要望書等を提出するなど、仕組みが整っているため、理事者側の負担も考えると特段文書での質問は必要はない。 ・ 個別事案であれば各理事者に問い合わせれば、おおむねのことは分かるため、文書での質問は必要ない。 ・ 通年議会となって質問できる機会が増えていることから、文書質問の必要性は低い。ただし、災害や感染症の流行など緊急時においては、一般質問の代替手段として文書質問の実施を検討してもいいのではないかと考える。 ・ 議会のチェック機能を充実させるためにも行うべきであり、文書で質問し、回答を得たものについてはオープンにすることで、同様の質問は減り、逆に理事者の負担も減ると考える。 ・ 議員は質問することが仕事である。ただし、議会期間中には常任委員会等があるため、そこで中心に質問し、そうでない時に規則を決めた上で文書質問をやるべきと考える。
その他	